

社会福祉法人むつみ福祉会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福祉会の法人業務に伴う役員などに対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監事による定期又は臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立ち合い
- (5) 役員研修会及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) 理事長及び業務執行理事等が法人業務のために行う業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条第1号から第4号の業務に従事した場合は、日額として次の額を支給する。

| 業 務 | 日 額 |
|---------------|--------|
| 評議員会及び理事会 | 5,000円 |
| 監事による定期又は臨時監査 | 7,000円 |

2 前条第4号から第8号までの業務については、その業務に要した時間により、日額として次の額を支給する。

| 業務に要した時間 | 日 額 |
|----------|---------|
| 4時間未満 | 5,000円 |
| 4時間から8時間 | 7,000円 |
| 8時間以上 | 10,000円 |

3 1日に重複して複数の業務を行うときは、複数の業務に要した合計の時間により、前号の日額を支給する。

4 前条の業務について、旅行を必要とする場合は、費用弁償として、「社会福祉法人むつみ福祉会 旅費規程」を準用する。

5 法人に係る印鑑証明等の取得を依頼したときはその実費を費用弁償として支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員である法人の役員に対しては、前条第1号から第3号までの規程は、適用しない。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

